

## まちづくり

\*\*\*\*\*

提案・意見

二見から伊勢市方面へ歩道の安全性

二見町に住んでいます。

子供が伊勢市の高校に自転車で通っています。42号線の歩道は街灯が少なく、帰りは見にくく危ないそうです。また、私が車で走っていても、冬などは高校生の制服は暗い色が多く車からも発見が遅れ危なく感じたこともあります。街灯が増えれば少しは安全だと思うので、街灯を増やして欲しいです。

そして、この時期、草がボーボーに生えて、危ないようです。

草は旅行に来た人が見てもあまり良い印象を受けないので、早めに刈って欲しいと思います。

二見からは、多くの高校生が、自転車で通学しています。また、二見だけでなく、危ない歩道は、伊勢市の中に多くあると思います。子供たちの安全の為に、早急に、対応して欲しいと思います。よろしくおねがいします。

回答

この度は市民の声にご意見、ご提案いただきありがとうございます。ご提案いただいた国道42号の歩道整備（街灯、草刈）につきましては、道路管理者である三重県伊勢建設事務所に申し伝えします。

なお、市道につきましても、定期的に道路パトロールを行い、市民の皆様への安全・安心のため取り組んでまいりたいと考えております。

今後とも市政運営に対しまして、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

担当課

監理課（2018年7月回答） [7/9~13]

## 福祉

\*\*\*\*\*

提案・意見

福祉センターについて（その2）

以前、意見を投書させてもらったものですが、ホームページを拝見させてもらいました。返答いただいたのですが、先日もその人を平日の午前中にみまし、土曜日曜もみまし。以前と何かかわっていないように思いますが、何かかわったのでしょうか？

返答の内容もいまいちピンときません。他に連絡するとはどういうことなのか、連絡をするだけで、市や管理者としてなにもしない、又は、できないのでしょうか？

今の状態では、子供を預ける施設としては、不安です。昨今、いろんな事件、事故が多いです。もうすぐ夏休みになり子供達がたくさん利用すると思いますので、なんとか安全な施設にしてほしいです。お願いします。

### 回答

平素は、市の福祉行政にご理解を賜り、誠にありがとうございます。前回のご意見に対する回答の中でも申し上げたとおり、伊勢市福祉健康センターは健康施設、老人福祉施設、障がい者福祉施設、児童福祉施設などの機能を持つ複合施設なので、さまざまな方が利用されることを、まずご理解いただきますようお願いいたします。

今回いただいたご意見の中に「他に連絡する」とありますが、前回の回答では「関係機関へ通報」となっているかと思っておりますので、ご確認ください。これは、状況により安全管理のため、伊勢警察署へ通報し、対応を願ったものです。

伊勢市福祉健康センターは、現在、社会福祉法人伊勢市社会福祉協議会が指定管理者として管理していますが、市民の皆さまが安全に施設を利用していただけるよう、指定管理者とは連絡を密にし、協議もしているところです。

引き続き、施設の安全管理には十分配慮してまいりますので、ご理解ください。

貴重なご意見、ありがとうございました。

担当課

福祉総務課（2018年7月回答）〔7/9～13〕

提案・意見

ホームページへの記事掲載について  
(面会交流・養育費)

自治体ホームページ中の離婚にかかるページに、面会交流・養育費に関する説明を掲載するよう要望します。

<理由>

3組に1組が離婚する時代となり、単独親権の我が国の子どもたちは、両親の離婚と共に別居親に会えなくなる子供が急増しています。子どもにとって、自分を愛してくれる父(母)を突然奪われることは、子供の発育に大きな影響を及ぼすのみならず、同居親にもしものことがあった場合(虐待からの避難を除く)、孤児となる可能性もあることから、別居親との交流を図るのはとても大切です。

また、面会交流は民法766条にも定められ子の権利であり、同居親の都合により侵害されてはなりません。しかし、厚生労働省の資料によると実施しているのは約30%です。そのため同居親にとっての義務であることを広く知ってもらうため下記の記事の掲載をお願いします。

面会交流は、虐待を受けている子供が家庭外の人にSOSを出せる重要な機会にもなります。

<掲載記事>

面会交流とは、お父さんやお母さんと離れて暮らしている子どもと、そのお父さんやお母さんとが定期的に、継続的に交流することをいいます。両親の離婚を乗り越え、子どもが健やかに成長していけるよう、離婚をするときに、子どもの利益を最も優先して面会交流の方法や時期、回数などをあらかじめ取り決めましょう。

面会交流の取り決めは、書面に残しておくようにしましょう。また、父母で話し合いができないときは家庭裁判所に調停又は審判を申し立てることができます。子どもの養育に関する合意書について法務省では、養育費と面会交流の取り決め方や、その実現方法について分かりやすく説明したパンフレットを作成しています。

「子どもの養育に関する合意書作成の手引きとQ&A」(法務省)  
[http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07\\_00194.html](http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00194.html)

※上記リーフレットは、殆どの自治体窓口で配布されているのを承知しています。

※記事の掲載が無理であれば、上記の法務省リンクだけでも貼るようお願いいたします。

## 回答

面会交流・養育費の掲載記事についてご意見をいただきありがとうございます。  
ございます。

本市におきましても、面会交流・養育費についての相談はございます。その際には当課の相談員にて対応し、より専門的な相談につきましては、養育費相談支援センターや市で行っている無料法律相談などをご案内させていただいているところです。

ご意見いただきました面会交流・養育費に関する記事の市ホームページへの掲載については、今後掲載する方向で検討してまいります。

この度は貴重なご意見ありがとうございました。

担当課

こども課（2018年7月回答） [7/9～13]

## その他

\*\*\*\*\*

提案・意見

戸籍住民課に思う

戸籍は個人情報上、念入りには理解いたしますが、掲載されている事項の書類の提示の多さと時間のかかりすぎに問題がある気がいたします。

もう少し時間短縮の方法をご検討をお願い申し上げます。1時間はかかり過ぎると思いますが…改善点をお聞かせください。

回答

この度は長時間お待ちいただき不快な思いをさせ申し訳ございませんでした。

ご存知かと思いますが、当課は市民の皆様の大切な個人情報をお預かりしています。取り扱う個人情報については、その取扱いについて厳格な方針が定められ、従事する職員も相応の自覚と注意力を持って遺漏のないようその任に当たっております。

今回ご要望の事務を遂行するには、戸籍法、同施行規則及び法務省からの通達によって取扱い要領が定められており、自治体の裁量で変更できるものでないことをご理解ください。

当課としましてもお客様の待ち時間を少しでも短縮できるよう受付前の事前聞き取りなど色々な角度からの取組みを試みている状況でございますが、お待ちいただく時間の縮減を目指し、個々人のスキルアップ及び業務ラインの再構築等研究を進めてまいりたいと考えています。

何卒、ご理解をいただきますとともに、今後もお気付きの点について忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。

担当課

戸籍住民課（2018年7月回答）〔7/9～13〕